（様式第６号）

論　文　要　旨

2026 年 1 月 9 日

※報告番号	甲 第　382 号	氏　名	何功

主論文題名

地域公共交通における補助金入札制導入の理論と実証

内容の要旨

地方都市・非都市部における公共交通は、モータリゼーションの進行や人口密度の低下を背景として、環境負荷の増大や生活の足の確保といった社会的課題と密接に結びついている。こうした地域公共交通、とりわけ不採算な路線バスについては、1960 年代以降、国および地方自治体による補助を通じて供給が維持されてきたが、近年では補助額の増大が続き、財政的な持続可能性が強く問われるようになっている。

同時に、日本の地域公共交通をめぐる制度環境は大きく変化してきた。2000 年代初頭までに需給調整規制が廃止され、採算領域では競争を通じたサービス改善が、不採算領域では地方自治体主体による生活交通確保が期待された。しかし、規制緩和後の四半世紀を経た現在、競争導入が不採算サービスの縮小を招いたとの批判も強まり、参入規制の再導入や事業者保護的な政策が進められるなど、競争政策そのものを見直す動きがみられる。

しかし、不採算領域であっても、限られた公的財源の下で公共交通を維持する以上、供給の効率性を確保することは不可欠である。本研究では、補助金付きサービスの効率性を、「政策目的に照らしたサービス設計の適切さ」（サービス設計の効率性）と、「同一の外形のサービスをいかに低コストで生産できているか」（サービス生産の効率性）という二つの側面から捉える。そのうえで、納税者の支持のもとで社会的サービスを持続的に供給するためには、まずサービス生産の効率性における政府の失敗を最小化し、その前提のもとでサービス設計の効率性を評価・改善していく必要があるとの問題意識に立つ。

日本の地域公共交通をとりまく競争政策においては、競争導入を「市場での競争（路上競争）」の是非として捉える議論が中心であった一方、不採算領域において政府が責任を持ってサービスを設計し、その運行権を競争的に委ねる「市場への競争」に関する検討は十分に行われてこなかった。本研究は、コミュニティバスに代表される、日本において既に部分的に実現している社会的サービス供給の仕組みに着目し、不採算な公共交通における「市場への競争」が、サービス生産の効率性を確保するうえで果たしうる役割を検証する。

※印欄記入不要

（様式第６号）

論　文　要　旨

2026 年 1 月 9 日

※ 報告番号	第　　号	氏　名	何功

内容の要旨

第 1 章は序論である。

第 2 章は、文献レビューによる理論整理を行った。日本では補助方式に関する認識が錯綜していることを踏まえ、文献レビューと日本の行政実務を踏まえて、公共交通に関する公的補助方式の類型を定義した。そのうえで、「ソフトな予算制約」問題の理論を導入し、補助金付き公共交通の生産効率向上のためには、補助金入札制の導入が求められることを欧州の議論から示した。そのうえで、日本においては総費用契約と純費用契約の良し悪しに関する実証研究が行われておらず、一部で主張されている純費用契約を推奨する見解は時期尚早であることを指摘した。

第 3 章は、海外のケーススタディにより、補助金入札制導入の要件を整理した。オーストリアのケーススタディを通して、事業者は輸送権益を手放すことを嫌う観点から、行政は業務量が増えることを嫌う観点から、ともに欠損補助の仕組みを変えることには消極的であり、生産効率改善および真に持続可能な供給を確保するよう補助金入札制を導入するには、ある種の外圧が必要であるという示唆を得た。欧州では、単一市場創出という EU の使命から、市場を歪める欠損補助が禁止されたことが、各国・各地方自治体を欠損補助から補助金入札制に移行させる動力となった。

第 4 章は、文献レビュー（2 章）と海外のケーススタディ（3 章）により整理された前提に基づいて、日本の公共交通の国レベルの運営費補助制度を体系的に整理・評価した。規制緩和と同時に補助金入札制の導入を図るべきであったところ、欠損補助の仕組みを維持してしまったこと、そして今日ではサービス設計効率とサービス生産効率をないまぜに事業採算性向上を図ろうとして政策が混乱していることを明らかにした。

第 5 章は、計量経済的手法を用いた実証分析である。日本各地において導入されてきたがその実施効果に関する実証分析がほとんど行われてこなかったコミュニティバスの民間委託について、データを入手できた栃木県の 116 のサービスを対象に、補助金入札制導入事例とそれ以外の事例とのサービス生産効率の差を明らかにした。補助金入札制を導入している事例の方が効率性は高いこと、潜在的競争を強く働かせた事例ほど効率性は高いことが明らかになった。

第 6 章は、これまでの議論を踏まえた、日本の文脈を前提にした補助金入札制導入のための制度の提案である。交通事業規制が事業者の入れ替わりを柔軟に認める仕組みであること、国庫補助制度が補助金入札制を前提とした仕組みであること、自治体においてはサービス設計の変更を許容しモニタリングを重視する仕組みとすることを提案した。

第 7 章は結論である。

本研究は、公共交通分野の「市場への競争」導入に関する欧州の研究蓄積を日本の制度と結びつけたうえで、日本においてすでにそれが導入されてきたものの十分に注目されてこなかったコミュニティバスの民間委託に着目し、本格的な計量経済的実証研究を行い、「潜在的入札競争が生産効率改善に重要である」との政策的インプリケーションを得たことが成果である。

※印欄記入不要